

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十一号

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良県議会委員会条例（昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「土木部」を「県土マネジメント部」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。